

令和2年6月11日

盛岡大学・盛岡大学短期大学部

学長 高橋 俊和

教職員・非常勤講師 各位

令和2年6月29日以降の本学の授業形態等について

新型コロナウイルス感染症の終息は、今なお見通せない状況が続いています。学生・教職員の皆さんの身体の健康と安全を最優先とし、5月7日から遠隔授業をもって教育活動をするをお願いしてまいりました。慣れない授業形態で、学生・教員の皆さんにとっては質的にも量的にも大きな負担であり、ストレスも相当なものであろうと思っています。

5月22日付の私が発信したお知らせに、7月を目途に対面授業に戻すことが可能となる感染症の一時的収束を期待する旨のことを記しました。その3日後(5月25日)、政府は緊急事態宣言を一部の地域を除いて解除し、段階的緩和の方向に舵を切りました。

ご承知のとおり、感染症の拡大は今のところ小康状態にありますが、決して油断できるものではなく不安は拭いきれません。感染症拡大のこれまでの推移を踏まえ、予防対策として文部科学省が示したガイドラインや本学の活動基準に照らし合わせて、授業形態等の見直しが必要とされてきています。

一昨日(6月9日)、大学・短期大学部それぞれの運営委員会に授業形態等の見直しを諮り、協議の上、6月29日(月)以降は「遠隔授業」と「対面授業」を併用すること、課外活動、大学施設利用、構内立ち入り、行事・イベントへの参加なども併せて承認されました。

本件に関してはその特殊性を勘案し、教授会に先行して報告することをお認め願います。国・県の示すガイドラインに沿った対面授業にするためには、収容人数を制限する教室の配置の準備や調整、教員各位の授業計画等でそれなりの時間を要すると考えます。スムーズに対面授業に移行させるために、どうか今般の事情をおくみ取りいただき、ご了承くださいますようお願いいたします。

## 1 6月29日以降の大学の授業形態について

---

- ・令和2年6月29日（月）以降の大学の授業形態は、「遠隔授業」と「対面授業」を併用して実施します。
- ・文学部、栄養科学部、短期大学部で既に実施している、実習、実験、実技の対面授業は、引き続き継続します。

※新型コロナウイルス感染症に関する情報は、日々状況が変化しており、それに応じて以上の対応も変更する可能性があります。

### 【遠隔及び対面授業の取り扱い】

#### （1）遠隔授業の目安

- ・収容人数が50%を超える大人数の授業科目とします。
- ・教員の希望がある授業科目とします。

※原則、オンデマンド又は課題提示としますが、同時双方向等を行う場合は、前後の対面授業に出席する学生に十分配慮するようお願いします。

#### （2）対面授業の目安

- ・「対面授業希望調査」を実施します。
- ・収容人数の50%を超える科目については、原則、遠隔授業とします。ただし、「対面授業希望調査」により、空き教室が生じた場合、調整を行うことがあります。

※「対面授業」の実施にあたっては、感染防止に充分留意のうえ実施してください。

※令和2年6月1日付「新型コロナウイルス感染症に対する本法人の6月1日以降の対応について（第2版）」を参照してください。

### 【留意事項】

- ・対面授業の実施にあたり、収容人数の50%以内の科目を対象とし、「3密」が発生しない席配置、人同士の距離の確保、マスク着用、換気の徹底等の基本的な感染防止策を講じてください。
- ・対面授業の開始日は、学生・教職員の健康と安全を守ることを最優先とした上で、対面授業に関する教員の授業準備及び教室配置等の準備並びに調査及び学生の帰省先からの移動期間等を考慮し、6月29日（月）から開始とします。

## 2 課外活動（部活動・サークル活動等）について

---

- ・令和2年6月29日（月）以降、学生支援課への所定の届出を行っていることを要件として、学生の課外活動を認めます。
- ・課外活動の可・否については、感染者数の動向、練習計画を点検の上、大学が判断します。

## 3 大学施設利用・構内の立ち入り（学生の構内の立ち入り）について

---

令和2年6月29日（月）以降、利用制限のある施設を除き、大学施設利用・構内の立ち入りを認めます。

## 4 学内外における行事・イベントの開催、参加について

---

令和2年6月29日（月）以降、学生・教職員が主催する学内外の行事及びイベントについては、業種ごとの感染拡大予防ガイドライン等を踏まえ、感染リスクの対応が整ったものについて許可します。

以上